

「介護福祉士養成における実務者研修（通信課程）の実態調査」

小林 桂子¹⁾ 清水 絵理²⁾

¹⁾ 三幸福祉カレッジ

²⁾ 職業教育研究開発センター

A Study of Correspondence Courses for Care worker Practical Training

Kobayashi Keiko¹⁾ Shimizu Eri²⁾

¹⁾ Sanko Welfare College

²⁾ Development and Innovation Center for Vocational Education and Training

抄録：本研究では 2016 年度から介護福祉士国家試験の要件として義務付けられた「実務者研修」に着目し、実務者研修の課題を明確化するための第 1 歩として、ホームページ検索を用いて、教育主体・スクーリング日数・使用テキストの種類・カリキュラム提示の有無を中心に現状を調査したものである。

結果、実務者研修は介護福祉士の実務経験ルートに義務付けされた研修であるため、一定の需要が認められることから、指定養成校の数は増加していた。ホームページ検索では、受講希望者にとって得たい情報と考えられるスクーリング日数が優先的に開示され、優先度が低いと考えられる使用テキスト「不明」77.6%、カリキュラム内容「不明」94.5%という実態があった。つまり、受講生集客が優先され、養成施設側がテキストの選択基準や何を学ぶのかというカリキュラムについて、重要視していない可能性が示唆された。よって実務者研修の研修効果をはかる調査が急務であると考えられる。

キーワード：介護福祉士、通信課程、実務者研修、実務経験ルート、介護過程Ⅲ

1. はじめに

わが国では、急速に進む高齢化社会を見据えて、1987年に社会福祉士及び介護福祉士法が制定され、介護福祉士が国家資格として誕生した。高齢化は進み、2023年の高齢者白書¹⁾によると、3,624万人の高齢者(65歳以上)がいると発表されており、総人口に占める高齢者の割合(高齢化率)は、29.0%と発表されている。総人口が減少する中で65歳以上の者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、令和19年に33.3%となり、国民の3人に1人が65歳以上の者となると見込まれている。令和25年以降は65歳以上人口が減少に転じて高齢化率は上昇を続け、令和52年には38.7%に達し、国民の2.6人に1人が65歳以上の者となる社会が到来すると推計されている。

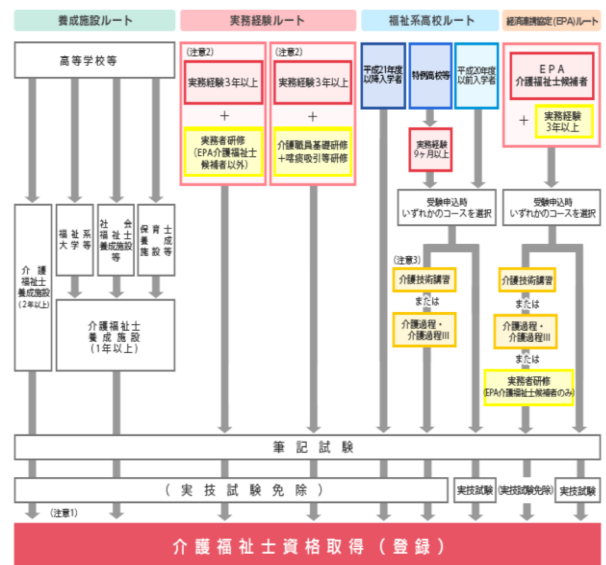
その高齢者を支える介護人材について、厚生労働省「介護人材の確保に向けた取組について」²⁾では、第8期介護保険事業計画の介護サービス見込み量に基づく介護職員の必要数を2023年度には約233万人、2025年度には約243万人、2040年度には、約280万人の介護職員を確保する必要がある、と推計されている。介護労働安定センターの令和3年度介護労働実態調査³⁾では、介護事業所全体の人材の不足感は、63.0%であった。

このように、介護人材不足が喫緊の課題として明確である中、いかに介護人材を確保するのか、という量的側面と、質の高いサービス提供ができる介護人材の養成という質的な側面の両面からこの課題を考えていく必要がある。

その課題を解決するための1つの策として、社会福祉士法及び介護福祉士法等の一部を改正し、介護福祉士の資格取得方法の見直しをした⁴⁾。具体的には、2016年度(2017年1月実施)より介護福祉士国家試験の実務経験ルートでの受験要件に、実務経験3年に加え実務者研修(450時間)の受講(修了)を義

務付けとすること、とした。この実務者研修義務付けにより、実務経験のみで介護福祉士になるというルートはなくなり、すべての者が一定の教育プロセスを経る形となった。そうすることで、介護現場の中核的な役割を担う介護福祉士の資質向上をはかること、としたのである。

現在の介護福祉士の具体的な養成課程ルートは、4つある。①養成施設ルート②実務経験ルート③福祉系高校ルート④経済連携協定(EPA)ルートがある。資格取得ルート⁵⁾を図1に示す。この②実務経験ルートに、実務者研修の受講を義務付けた。よって、介護福祉士になるためのルート全てにおいて、一定の教育を受けるプロセスとなったことが分かる。これにより、質の高いサービス提供ができる介護人材の養成という質的な側面の課題解決への1歩となると考えられる。



出典：公益財団法人社会福祉振興・試験センター

図1 資格取得ルート

次に、②実務経験ルートでの受験者数について述べる。

近年の介護福祉士国家試験受験者数であるが、第35回の受験者数は、79,151人であった。

第24回～第35回までの受験者数推移⁶⁾を図2に示す。第28回(2015年度実施)は152,573人であったが、第29回(2016年度実

施)の受験者数は76,323人であった。

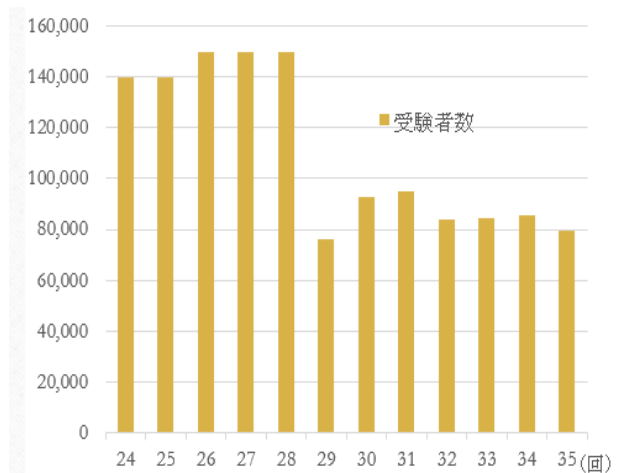


図2 介護福祉士国家試験受験者数推移

第29回(2016年度実施)の受験者数が半減した要因の1つとして、実務者研修の義務付けが大きな影響を及ぼしたと考えられる。現在では、制度改正7年目を迎え受験者数約8万人前後で推移している。

その受験者の受験資格別内訳についてであるが、介護福祉士受験者の多くは、実務経験ルートでの受験者となっている。第32回介護福祉士国家試験合格発表合格者の内訳受験資格別⁷⁾をみると、養成施設ルート4,789人(合格者の占める割合8.2%)、実務経験ルート(社会福祉施設の介護職員等、訪問介護員等、介護老人保健施設、介護医療院の介護職員等)は47,124人(合格者の占める割合81.6%)であった。そして、その受験者は、厚生労働省「介護福祉士資格の取得方法について」⁸⁾によると、実務者研修の教育課程のうち、大部分は通信課程を活用しており、平成26年4月現在、実務者研修の総定員数約11.4万人のうち、通信課程の定員は約10万人となっており、約90%を占めている、とされている。

つまり、介護福祉士国家試験を受験する者の多くは、実務経験ルートでの受験者である。そして、その受験者には実務者研修が義務付けられるが、多くが通学課程ではなく実務者研修の通信課程を活用して、実務者研修を受講しているということである。介護福祉士に

なるためには、実務経験3年が必須となるため介護現場で働きながら、実務者研修を受講することが想定される。したがって、働きながら実務者研修を通学課程で受講することは、とても負担が大きいと考えられるため、通学課程ではなく、通信課程を選択する受験者が大半を占めるという現状となっていると考えられる。

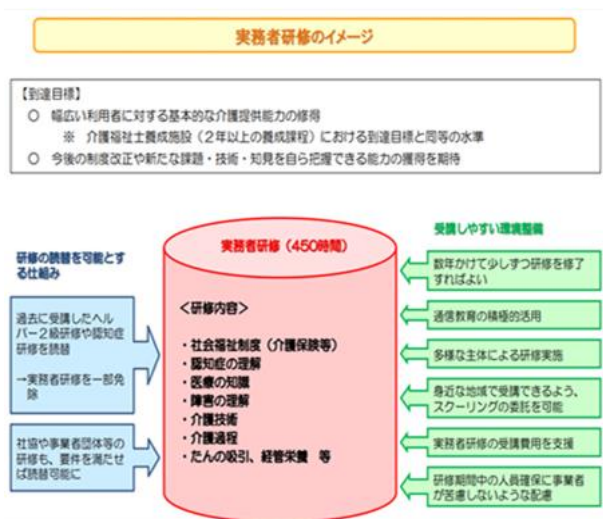
これらのことから、介護福祉士の多くは、実務経験ルートで介護福祉士になっており、その多くは実務者研修の通信課程を受講し介護福祉士になっているという実態がある。よって、実務者研修受講義務付けが、国のねらい通り介護福祉士の資質向上に繋がっているのか、を検証することが介護福祉士の質の向上をはかるために必須であり、日本の介護人材養成において大きな意義があるのではないかと考える。

そこで、本研究では実務者研修の養成校として指定を受けた教育主体のホームページ検索をもとに、公開されたスクーリング日数(医療的ケアは除く)、使用テキストの種類、カリキュラム提示の有無を明らかにすることで、介護福祉士養成における実務者研修(通信課程)の現状について考察する。

1)実務者研修(通信課程)とは

実務者研修とは、実務経験のみでは修得できない知識・技術を中心に構成されており、原則として、科目を2つに分割している。科目Ⅰ(就業初期の段階で受講することが望ましい事項)、科目Ⅱ(知識・技術の効果的な定着・向上を促す観点から、一定の実務を経た後に受講することが望ましい事項)にとされている。そして、既存研修により科目単位での修了認定を認めている。多様な教育主体によって教育が担われていることから、教育水準を担保するために「到達目標」を規定し、基準化をしている。通学のスクーリングの時間数は、最低限45時間ケーススタディ、介護技

術の評価、通信教育等で修得した知識の修得度確認+α（医療的ケアのうち演習）である。つまり、介護過程Ⅲのみが（医療的ケア除く）、通学のスクーリングであり、45時間受講することとなる。通信課程であるため、科目ごとにレポート（課題）を提出し、添削指導、評価を行う。実務者研修のイメージを図3に示す。



出典：今後の介護人材養成の在り方について（厚生労働省）

図3 実務者研修のイメージ

実務者研修450時間であるが、訪問介護員研修、介護職員基礎研修等一定の内容・質、時間数が担保されているものを修了した場合には、科目単位での修了認定を認めることが可能となっている。また、時間数の大半をレポート（課題）の提出、添削指導、評価となっていることから、働きながらも研修を受講しやすい環境が整えられている。これは、介護人材を安定的に確保するという量的な側面の課題から、このようなシステムが導入されていると考えられる。

次に実務者研修総時間数450時間の内訳であるが、人間と社会（人間の尊厳と自立、社会の理解Ⅰ・Ⅱ）、介護（介護の基本Ⅰ・Ⅱ、コミュニケーション技術、生活支援技術Ⅰ・Ⅱ、介護過程Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）、こころとからだのしくみ（発達と老化の理解Ⅰ・Ⅱ、認知症の理解Ⅰ・Ⅱ、障害の理解Ⅰ・Ⅱ、こころとからだのしくみⅠ・Ⅱ）、医療的ケアで構成され

ている。介護過程Ⅰ・Ⅱは計45時間分の通信課題を提出することで履修となる。介護過程Ⅲと、医療的ケアの2科目については科目の特性上、通学のスクーリングと位置づけられたと推察される。その他の科目は、基礎資格による免除もしくは、通信課題を提出することで履修とされるシステムとなっている。実務者研修科目一覧を表1に示す。

表1 実務者研修科目一覧

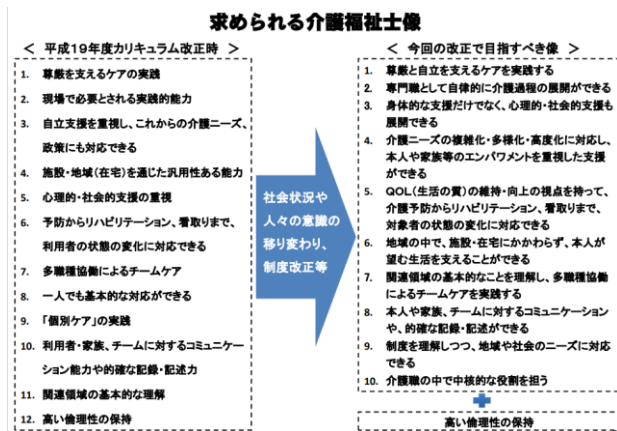
科目	通信課題 (課題提出で履修)													通学 (スクーリング)							
	人間の尊厳と自立	社会の理解Ⅰ	社会の理解Ⅱ	介護の基本Ⅰ	介護の基本Ⅱ	コミュニケーション技術	生活支援技術Ⅰ	生活支援技術Ⅱ	介護過程Ⅰ	介護過程Ⅱ	発達と老化の理解Ⅰ	発達と老化の理解Ⅱ	認知症の理解Ⅰ	認知症の理解Ⅱ	障害の理解Ⅰ	障害の理解Ⅱ	こころとからだのしくみⅠ	こころとからだのしくみⅡ	医療的ケア	介護過程Ⅲ	医療的ケア・演習
介護職員基礎研修																			●		●
ホームヘルパー1級																			●	●	●
ホームヘルパー2級	●			●				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
初任者研修		●		●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
上記以外（無資格者）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

例として、初任者研修修了者は、21科目中●の記載がある10科目の通信課題を提出することで履修となる。今後の介護人材養成の在り方に関する検討会報告書概要⁹⁾では介護人材の養成体系を整理し、「初任者研修修了者→介護福祉士→認定介護福祉士」をキャリアパスの基本とすることが示されている。実務者研修の履修システムからもまずは初任者研修を受講し、実務者研修受講、そして介護福祉士を取得の流れを想定していると考えられる。

2. 研究目的

介護福祉士の資格取得ルートについて見直しが行われ、社会福祉士法及び介護福祉士法等の一部改正により、2016年度（2017年1月実施）より介護福祉士国家試験の実務経験ルートでの受験要件に、実務経験3年に加え実務者研修（450時間）の受講（修了）が義務付けされた。

厚生労働省が示す「求められる介護福祉士像」が見直され、介護福祉士が目指すべき姿が具体的に明示されている。求められる介護福祉士像を、図4に示す。



出典：求められる介護福祉士像（厚生労働省）

図4 求められる介護福祉士像

厚生労働省が示す、求められる介護福祉士像では、「2. 専門職として自律的に介護過程の展開ができる」とされる等、様々な角度から介護過程の必要性及び重要性が示されている。

介護福祉士実務者研修における学習カリキュラム内の介護過程Ⅲに関しては、先述したとおり45時間のスクーリングが必須となっているが、どのような展開、実施されているのかについての研究は、ほとんどなされていない。先行研究についても、介護過程に関する研究報告は、養成校（2年課程以上の通学課程）で「介護過程」をどのように教えるのかという教育研究が多い。

よって本研究では、介護福祉士養成における実務者研修（通信課程）の現状について考察することを目的とする。

3. 研究方法

厚生労働省「介護福祉士実務者養成施設指定一覧」から2014（平成26）年と2023（令和5）年における全国の養成施設数の変化と共に、WAMNET検索（2022.4.1現在）を用いて、関東（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県）における実務者研修（通信課程）の養成施設

（通信課程の募集停止、全日課程、夜間課程を除く）を抽出。抽出された165施設を対象とし、実務者研修の養成校として指定を受けた教育主体のホームページ上で公開されているスクーリング日数（医療的ケアは除く）、使用テキストの種類、カリキュラム提示の有無を調査した。実務者研修養成施設数一覧を、表2に示す。

表2 実務者研修養成施設数一覧

	東京都	千葉県	埼玉県	神奈川県	総数
通信課程	61	40	38	26	165
通信課程 (募集停止)	7	0	0	2	9
全日課程 (通学)	18	12	12	7	49
夜間課程	0	1	0	0	1
総数	86	53	50	35	224

4. 先行研究

CiNiiにて、「介護福祉士、実務者研修、通信課程」をキーワードに検索したところ、原著論文は2件抽出された。1件は、実務者研修通信課程の履修システムについての課題に触れたものであり、もう1件は、実務者研修における介護過程教育の課題であった（2023.10.1現在）。「介護福祉士、教育」をキーワードに検索したところ、原著論文は1356件抽出されたが、医療的ケアや認知症ケア、高齢者の看取りにおける教育などが多く、実務者研修（通信課程）の課題について触れたものはなかった。

google scholarにて、まず「介護福祉士、実務者研修、通信課程」をキーワードに検索したところ、CiNiiと同様の結果であったため、「介護職員、実務者研修、通信課程」をキーワードに原著論文で検索、60件が抽出された。介護福祉士国家試験の受験資格に実務者研修受講が義務付けられた2016年以降のものは54件であったが、いずれも実務者研修（通信課程）の課題に触れたものではなかった。

実務者研修（通信課程）では、介護過程Ⅲの授業 45 時間が通学のスクーリングとして必須となっているが、介護過程の教育方法について示したものは養成校（2 年課程以上の通学課程）における介護過程、介護実習に言及したものが大半であった。

その他、実務者研修の受講が義務付けとなる介護福祉士養成課程の見直し以前に行われていた介護技術講習会については、黒木ら¹⁰⁾の調査により「求められている介護職員の質的向上に寄与できたといえる」、稲田ら¹¹⁾の調査により「将来介護福祉士になろうとしている人が、介護技術講習会を受講し、介護の楽しさを再確認し、より専門性を確認できた」、青柳¹²⁾の調査により「介護技術の向上をはかるといふ目的は達成されたと考えることができた」等、介護技術講習会全般の研究ではないものの、講習会ごとの個別の評価が行われている。また、青柳は介護技術講習会の課題として「知識面や介護を提供する根拠などの理解は不十分である」「養成校において学習する幅広い知識や、制度・施策面や他職種との協働、人権擁護・職業倫理について理解を深めることはできない」と言及している。

以上の先行研究の調査から、養成校（2 年課程以上の通学課程）や介護技術講習会と比較し、実務者研修（通信課程）の授業内容やその教育効果についての研究は、乏しいことがわかる。

5. 結果

1) 2014(平成 26)年と 2023(令和 5)年における全国養成施設数の推移

2014（平成 26）年実務者研修義務付け時と 2023（令和 5）年における全国養成施設数の推移であるが、2014(平成 26)年時の総数は、318 施設であったが、2023（令和 5）年時の総数は、1313 施設であり、312.9%の増加であ

った。全ての都道府県で、指定養成施設数の増加がみられた。都道府県別にみると、大阪府が 115 施設、福岡県が 98 施設、東京都が 89 施設の順で多かった。

2014（平成 26）年時は、秋田県・山形県・福井県・宮崎県が 0 施設であり、養成施設がない状態であったが、2023（令和 5 年）時では、秋田県が 19 施設、山形県が 14 施設、福井県が 8 施設、宮崎県が 22 施設であった。2014 年と 2023 年の都道府県別の指定養成施設数一覧を表 3 に示す。

表 3 2014 年と 2023 年の都道府県別の指定養成施設数一覧

	2014年	2023年		2014年	2023年
北海道	14	46	大阪	32	115
青森	5	16	京都	4	23
岩手	1	7	兵庫	4	31
宮城	2	19	滋賀	2	7
秋田	0	19	奈良	2	17
山形	0	14	和歌山	2	11
福島	3	14	鳥取	2	10
茨木	1	26	島根	1	9
栃木	1	19	岡山	10	27
群馬	6	15	広島	9	67
埼玉	14	52	山口	2	36
千葉	14	54	徳島	6	9
東京	37	89	香川	3	14
神奈川	18	38	愛媛	3	12
新潟	5	18	高知	3	4
山梨	1	5	福岡	30	98
長野	4	20	佐賀	3	14
富山	2	11	長崎	18	42
石川	7	20	熊本	8	43
福井	0	8	大分	6	26
岐阜	1	20	宮崎	0	22
静岡	6	30	鹿児島	3	36
愛知	15	53	沖縄	2	16
三重	6	11	合計	318	1313

2) 関東(1 都 3 県)の実務者研修指定養成施設(教育主体)と介護過程Ⅲのスクーリング日数、使用テキストの種類、カリキュラム提示の有無について

関東（1 都 3 県）の実務者研修（通信課程）指定養成施設において、11 種類の教育主体が、指定を受けていることがわかった。最も多い

教育主体は、79 件の株式会社であった。全体の 47.9%を占めた。次いで、社会福祉法人が 32 件であり、19.4%であった。表 4 に教育主体一覧を示す。

表 4 教育主体一覧

教育主体	東京	千葉	埼玉	神奈川	合計
株式会社	36	19	19	5	79(47.9%)
社会福祉法人	6	10	8	8	32(19.4%)
学校法人	6	2	4	3	15(9.1%)
有限会社	4	1	5	5	15(9.1%)
医療法人	4	3	0	2	9(5.5%)
NPO法人	3	2	2	1	8(4.8%)
公益財団法人	1	1	0	1	3(1.8%)
生活協同組合	1	1	0	0	2(1.2%)
一般社団法人	0	0	0	1	1(0.6%)
その他(企業組合, 労働協業団)	0	1	0	0	1(0.6%)
合計	61	40	38	26	165(100.0%)

介護過程Ⅲのスクーリング日数について、最も短い開催日数が 5 日間であり、最も長い日数が 13 日間の開催であった。各教育主体のホームページ検索で、開催日数 5 日間が 38 件であり、23.0%であった。次いで、6 日間で 29 件であり、17.6%であった。「不明」が 57 件であり、34.6%であった。スクーリング日数一覧を表 5 に示す。

表 5 スクーリング日数一覧

開催日数	東京	千葉	埼玉	神奈川	合計
5日間	23	8	5	2	38(23.0%)
5.5日間	3	0	0	0	3(1.8%)
6日間	9	6	8	6	29(17.6%)
6.5日間	1	0	0	0	1(0.6%)
7日間	2	6	5	4	17(10.3%)
8日間	5	5	2	3	15(9.1%)
9日間	1	0	3	0	4(2.4%)
13日間	0	1	0	0	1(0.6%)
不明	17	14	15	11	57(34.6%)
合計	61	40	38	26	165(100.0%)

次に、通学のスクーリングにて使用するテキストの種類（出版社）について、4 社が使用されていた。その 4 社の中で最も多かったのは、A 社の 15 件であり、9.1%であった。次いで、B 社のテキストは、13 件であり、7.9%であった。しかし、ホームページ上で、使用

テキストの確認がとれない「不明」が 128 件であり、77.6%を占めていた。使用テキスト一覧を表 6 に示す。

表 6 使用テキスト一覧

テキスト	東京	千葉	埼玉	神奈川	合計
A社	10	1	1	3	15(9.1%)
B社	10	1	1	1	13(7.9%)
C社	4	1	2	1	8(4.8%)
オリジナル	1	0	0	0	1(0.6%)
不明	36	37	34	21	128(77.6%)
合計	61	40	38	26	165(100.0%)

最後に、カリキュラム提示の有無について、ホームページ上で、介護過程Ⅲのカリキュラム内容が提示されているかどうかであるが、提示があった養成施設は、9 件であり全体の 5.5%であった。「不明」が 156 件であり、94.5%を占めていた。カリキュラム提示の有無一覧を表 7 に示す。

表 7 カリキュラム提示の有無一覧

カリキュラム	東京	千葉	埼玉	神奈川	合計
提示あり	2	2	3	2	9(5.5%)
不明	59	38	35	24	156(94.5%)
合計	61	40	38	26	165(100.0%)

6. 考察

2014（平成 26）年実務者研修義務付け時と 2023（令和 5）年における全国養成施設数の推移について、全ての都道府県で指定養成施設数の増加がみられたことから、実務経験ルートで介護福祉士になる受験者の受講ニーズがあり、実務者研修開催に向けて受け皿を増やす必要性があったと考えられる。

一方で、WAMNET を用いて、実務者研修（通信課程）の養成施設検索（2022.4.1 現在）を実施したが、その際、募集停止や休止も多く抽出されていること、そして、養成施設として指定を受けていることと、受講生を受け入れ開催実績があることとはイコールではないことから、養成校の指定数だけで判断できない側面もある。

今後、実務者研修の研修効果をはかるため

には、実務者研修の開催実績と教育主体との関連性について調査する必要があると考える。

実務者研修指定養成施設における教育主体については、最も多い教育主体は、79件の株式会社であり全体の47.9%を占めた。次いで、32件、19.4%を占めた社会福祉法人であったことから、社会福祉法人内で実務者研修の講師要件を満たす介護職員が講師となり、自法人の介護職員を養成する方法での募集が、ホームページでの募集要項等に記載があった。そして、一定以上その法人に勤務すると受講料が全額免除という提示も見受けられることから、働き手の確保と長期に渡る雇用の確保に向けて、社会福祉法人が実務者研修の養成施設指定を受けているのではないかと考えられる。

次に、スクーリング日数について考察する。実務者研修（通信課程）では、介護過程Ⅲの科目が、対面で授業を受ける形式となる通学のスクーリングが必須となっている。その日数の最多が5日間の38件（全体の23.0%）、次いで6日間の29件、7日間の17件となっている。最短の開催日数を設定している養成施設が多いことは、スクーリング日数が少ない養成施設に受講者が集まりやすいことがうかがわれる。規定上の45時間のスクーリングを実施する場合でも、働きながら受講することが想定される実務経験ルートの受験生であれば、日数が少ない方が、勤務日や休日の調整がしやすいことが選択理由にあると考えられる。

しかしその反面、ホームページ上では57件（34.6%）がスクーリング日数を提示していない。ホームページで情報を求める受講希望者は、研修受講のための勤務日や時間の調整を行う必要がある。そのためスクーリング日数は積極的に提示すべき情報であるが、公開していない養成施設が一定数あることが明らかになった。

使用テキストについては、128件（77.6%）がホームページ上での確認がとれなかった。馬淵¹³⁾によると、介護福祉士実務者研修の受講生を対象にした調査で、スキルアップを目指して受講をしている者よりも、介護福祉士国家試験受験のために受講している者が多くを占めることが明らかになった、と述べている。したがって、受講希望者にとって情報の優先度として低いものと考えられる使用テキストやカリキュラム内容に関する情報が、ホームページで確認がとれない、という結果になったと考えられる。

さらに、カリキュラム提示については、156件（94.5%）の養成施設がホームページ上での公開をしておらず、多くは研修の総時間数（450時間）と学習科目名が記載されている程度にとどまっていた。

以上のことから、実務者研修は、介護福祉士実務経験ルートで義務付けの研修のため、一定の需要が認められ、指定養成施設の数は増加していることがわかった。

一方で、今後の介護人材養成の在り方に関する検討会報告書概要によれば、多様な教育主体によって教育が担われることから、教育水準を担保するために「到達目標」を規定し基準化、としているが、使用テキストやカリキュラム内容を受講希望者へ公開していない現状から、受講希望者が求める情報としての優先度が反映されており、受講生集客が優先されている。つまり、養成施設側がテキストの選択基準や何を学ぶのかというカリキュラムについて、重要視していない可能性が示唆された。

7. 研究の限界と今後の課題

本研究は、介護福祉士の多くが実務経験ルートで介護福祉士を取得している実態から、実務経験ルートで義務付けとなった実務者研修の研修効果をはかることが、日本の介護人材養成において大きな意義があるのでは

ないかと考え、その第1歩として現状を調査したものである。

介護福祉士の資質向上のために実務者研修義務付けとするならば、研修義務付けから7年が経過した今、この研修の課題を明らかにすることが喫緊の課題である考える。

しかし、本研究は、介護福祉士実務者養成施設指定一覧から2014（平成26）年と2023（令和5）年における全国養成施設数の変化と共に、WAMNET検索を用いて、関東（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県）における実務者研修（通信課程）の養成施設（通信課程の募集停止、全日課程、夜間課程を除く）を抽出。抽出された165施設を対象とし、ホームページ上で公開されている教育主体、スクーリング日数（医療的ケアは除く）、使用テキストの種類、カリキュラム提示の有無の側面からの考察にとどまっており、研修効果や課題を明確化するには、不十分である。

よって今後は、養成施設に対するカリキュラム内容の調査や実務者研修受講者への学習効果を調査すること等を通して、実務者研修の課題を明らかにすることを今後の研究課題としたい。

引用文献

- 1) 内閣府(2023)「令和5年版高齢者白書」
- 2) 厚生労働省(2021)「介護人材確保に向けた取組」第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について
- 3) 公益財団法人介護労働安定センター(2021)令和3年度「介護労働実態調査」
- 4) 厚生労働省(2007)「介護福祉士・社会福祉士制度の改正について」
- 5) 介護福祉士国家試験公益財団法人社会福祉振興・試験センター<https://sssc.or.jp>
- 6) 厚生労働省(2023)第35回介護福祉士国家試験合格発表「介護福祉士国家試験の受験者数・合格者数の推移」
- 7) 厚生労働省(2020)第32回介護福祉士国

家試験合格発表「合格者の内訳」

- 8) 厚生労働省(2014)「介護福祉士資格の取得方法について」
- 9) 厚生労働省(2011)「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会報告書概要」
- 10) 黒木ひとみ ほか2017「介護技術講習会導入の経緯及び実施状況の報告：香川短期大学における取り組みから」香川短期大学紀要 第45巻、467-482
- 11) 稲田弘子 ほか2011「介護技術講習会受講者の意識の変化について」九州保健福祉大学研究紀要 第12号、1-7
- 12) 青柳佳子 2010「介護福祉士「資格取得時の到達目標」からみた介護技術講習会の課題」大妻女子大学人間関係学部紀要 第12号、1-10
- 13) 馬淵敦士 2017「現職介護従事者の意識に関する一考察 -資格取得に対する意識調査を通して-」四天王寺大学大学院研究論集 第11号、115-138

参考文献

- 1) 厚生労働省「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令」
- 2) 厚生労働省(2018)「介護福祉士養成課程における教育内容の見直しについて」
- 3) 厚生労働省(2014)「実務者養成施設指定一覧」
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/care/dl/care_21.pdf（最終アクセス日2023.9.1）
- 4) 厚生労働省(2023)「実務者養成施設指定一覧」
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/care/dl/care_21.pdf（最終アクセス日2023.9.1）
- 5) WAMNET 独立行政法人福祉医療機構総合情報提供サイト
<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/kaigo/>